六　特定対象技術等　対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に規定する技術又は情報

七　［略］

八　特定親会社　上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等を保有するもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。

九　発行会社等　発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第四条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等を保有するものをいう。

十　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の特定対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

十一～十三　略

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

第二条　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行った法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業又は特定対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該特定対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

イ～ハ　略

［号を加える。］

六　［同上］

七　特定親会社　上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって特定対象事業を営むもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。

八　発行会社等　発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって特定対象事業を営むものをいう。

九　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

十～十二　同上

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

第二条　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行った法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

イ～ハ　同上